

1. 商品名	後見制度支援預金	
2. 販売対象	仙台家庭裁判所から「指示書」の発行を受けた成年後見人および未成年後見人	
3. 預金種類	普通預金	決済用普通預金
4. 預入期間	期間の定めはありません	
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 最低預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入上限	<ul style="list-style-type: none"> ・仙台家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき、口座開設店（宮城県内の全営業店）の窓口で預入できます ・0円以上（ただし、「指示書」に記載の金額と同額とします） ・1円単位 ・なし 	
6. 払戻方法	仙台家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき、口座開設店の窓口にて払戻します	
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金の店頭表示利率を適用します ・毎年2月と8月の第2金曜日を決算日とし翌日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算とします （受入れた証券類の金額は、決済されるまで最終残高から除きます） ・源泉分離課税（源泉徴収：税率20.315%） （復興特別所得税を含みます） 	_____
8. 口座開設手数料	11,000円（消費税込）	
9. 付加できる特約事項	仙台家庭裁判所の発行する「指示書」にて指定がある場合に限り、定額自動送金サービスを利用できます 注. 送金方法については「毎月定額送金（増額不可）」かつ「送金日：11日（休日の場合は翌営業日）」のみとなります	
10. 中途解約時の取扱い	_____	
11. リスクに関する重要事項	預金保険の対象であり、被後見人の他の預金と合わせて、預金保険の範囲内で保護されます	預金保険の対象であり、全額保護されます

12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
13. その他参考となる事項	以下のお取扱いはできません ・振込による入金 ・キャッシュカードの発行 ・ATMの利用 ・ダイレクトサービスの契約および利用 ・公共料金等の自動引落および積立預金等の自動振替口座への指定 ・給与・年金・配当金等の受取口座への指定 ・マル優の利用 ・投資信託や公共債等の資金決済口座としての利用 ・総合口座、WEB通帳の取扱い 金利については窓口でお問い合わせください。